

現任研修の受講時期について

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（7日間）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります。

（例）令和2年度初任者研修修了者

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	
例1	初任者 研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任 研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任 研修修了	1年目	...
例2	初任者 研修修了	1年目	2年目	現任 研修修了	4年目	5年目	1年目	現任 研修修了	3年目	4年目	5年目	1年目	...
例3	初任者 研修修了	現任 研修修了	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目	4年目	現任 研修修了	1年目	...

※相談支援従事者初任者研修の講義部分の受講者であって、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事する場合は、相談支援従事者現任研修の修了は必要ありません。